

「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」の
ユネスコ無形文化遺産への登録に関する活用ガイドライン

2017年7月6日 設定
国際協同組合年記念協同組合全国協議会

1. 目的

2016年11月30日に、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」(英語原文: *Idea and practice of organizing shared interests in cooperatives*。以下「本案件」とします)がユネスコ無形文化遺産に登録¹されたことについて広報等に活用いただくに際し、本案件について適切に表現いただくとともに、無形文化遺産への登録を規定しているユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」の趣旨に沿って活用いただけるよう、本ガイドラインを定めます。

2. 適用範囲

本ガイドラインは国際協同組合年記念協同組合全国協議会(以下「協議会」とします)が定め、協議会会員団体および協議会会員団体のグループに属する団体に、今後、本ガイドラインに沿った活用をお願いするものです。

3. 留意いただきたい事項

(1) 表記について

個々の協同組合の組織がユネスコ無形文化遺産に登録されたかのような誤解が生じないように、本案件を「協同組合」と省略して「協同組合がユネスコ無形文化遺産に登録された」のように表現することは避けてください。

本案件を表記する際は、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」「協同組合の思想と実践」等と表記してください。

(2) 商用利用について

本案件がユネスコ無形文化遺産に登録されたことについて、商品そのものへの記載や商品広告への記載は避けてください。

これは、無形文化遺産の登録について規定しているユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」の運用指示書において、無形文化遺産の認知向上活動が過度の商業化につながらないようにすべきことを規定しているためです。

以上

¹ より正確には、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に登録(あるいは記載)される」ことですが、「ユネスコ無形文化遺産に登録される」との表現も一般的であり、そのように表現していただいて構いません。